

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和3年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、2件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人統計センター

令和3年4月1日の組織改編で、人事課の所掌事務に関する重要事項の企画・立案及び調整を行うため、「人事企画監」を新設し、「統計編成統括官」及び「情報技術センター長」を廃止するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月7日の第743回審査委員会で決定し、4月23日、告示した。

(2) 独立行政法人国立印刷局

令和3年4月1日の組織改編で、職員の服務に関する監察を行う「首席監察官」、「監察官」、「副監察官」など及び情報システムに係る企画・立案を行う「情報企画官」を新設し、施設の営繕に関する業務の移管により、「施設総括官」を廃止するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月7日の第743回審査委員会で決定し、4月23日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和3年4月23日

中央労働委員会会長 岩村 正彦
(傍線部分は改正部分)

		改正後	
(略)	独立行政法人 人国立印刷 局	(略)	勤務箇所
	本局	(略)	労働組合法第二条第一号に規定する者
		改正前	
(略)	独立行政法人 人国立印刷 局	(略)	勤務箇所
	本局	(略)	労働組合法第二条第一号に規定する者
		改正後	
(略)	独立行政法人 人国立印刷 局	(略)	勤務箇所
	本局	(略)	労働組合法第二条第一号に規定する者
		改正前	
(略)	独立行政法人 人国立印刷 局	(略)	勤務箇所
	本局	(略)	労働組合法第二条第一号に規定する者